

青梅市運動広場設置要綱

1 目的

この要綱は、市民のスポーツ・レクリエーションの振興および心身の健全な育成を図るため、民有地等の空閑地を利用する運動広場の設置に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 対象の土地

対象の土地は、空閑地の状態であるもので、市において現況を調査の上適当と認め、かつ、次に掲げる条件を備えた場所に限るものとする。ただし、青梅市教育委員会が特別に認める場合は、この限りでない。

- (1) 面積が1,000平方メートル以上であること。
- (2) 市の屋外運動施設（学校施設を除く。）、既設の運動広場から直線距離で500メートル以上離れていること。
- (3) 民有地の場合は、原則として10年以上の賃貸借契約または使用貸借契約が可能な土地であること。
- (4) 市有地の場合は、おおむね10年以上使用しない土地または使用目的が未定の土地とすること。
- (5) 利用について相当程度の需要が見込まれること。
- (6) 自治会等公共的団体が責任をもって管理できること。

3 施設

- (1) 土地の形態は、更地の状態で利用するものとするが、現状に応じて最小限度の整地を行う。
- (2) 運動広場の設備は、次に掲げるものとし、遊具は設置しないものとする。ただし、付带的設備については、面積、周辺環境等の状況により必要な加除を行うことができる。

ア 標準的設備 便所、水飲み場、注意板

イ 付带的設備 ベンチ、日よけ、ネットフェンス、防球ネット等

- (3) 夜間照明設備の設置については、別に基準で定める。

4 施設管理

運動広場の維持管理は、当該区域内の自治会等公共的団体に委託するものとする。

5 賃借料等

- (1) 運動広場の用地は、有償にて借受けし、固定資産税は減免しないものとする。ただし、すでに固定資産税が非課税の土地または免除されている土地については無償で借受けするものとする。
- (2) 運動広場の賃貸借契約における賃借料および施設の管理・清掃にかかる委託料については、別に定める。

6 実施期日

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。